

改定案策定に当たっての基本的考え方

平成28年10月6日 公共施設マネジメント課作成

【公民館の見直し内容】

- ① 公民館の非転嫁費用について、図書室及び自主事業の人件費等として一律5,000千円（連絡所業務のある館は、さらに人件費を上乗せして6,000千円）に設定し、利用者に転嫁するコストを圧縮（値上げ幅の抑制）
- ② 館長の人件費について、再任用職員平均給与で統一
- ③ 各公民館で最も利用件数の多い大会議室・ホールの値上げを2倍に抑制
400円→900円→800円
600円→1,400円→1,200円（南1,000円）
- ④ 卓球台使用料を新設（100円/台・回：子ども無料）し、共用使用料200円/h廃止
- ⑤ 他の会議室等は、200円を200～400円とするが、和室、音楽室等、他の会議室等の2倍程度の広さを持つ部屋は、500円に設定するとともに、古い施設等の小さな部屋は100円に引き下げ
- ⑥ 施設の新旧による差の調整は行わない。古い施設（西、南、大根、東）は、他の施設よりも100円～200円程度低くなる。
- ⑦ 上記①～⑥により、方針に基づく単純試算と比較して収入見込み額を約750万円圧縮



【他の施設】

- ① 部屋を貸す他の施設は、方針を踏まえつつ公民館の見直し後の料金との均衡に考慮して決定
- ② 一律の計算式になじまない特殊な施設等（文化会館ホール、表丹沢野外活動センター、スポーツ施設等）については、方針を踏まえた改定限度（2.1～2.5倍以内）の範囲における合理的な理由に基づく試算を採用